平成２１年（フ）第６８９１号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番８―304号
債務者　片山　貴嗣
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９０９号
大阪市東淀川区豊里７丁目33番15号　レア・レア上新庄８番館１Ｆ号
債務者　池田　孝幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１５号
大阪府茨木市水尾２丁目２番15号の14
債務者　橋本　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１６号
大阪府茨木市水尾２丁目２番15号の14
債務者　橋本　博美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１７号
大阪府茨木市宇野辺１丁目５番25号
債務者　宮永　文子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１９号
大阪市平野区瓜破１丁目１番31―608号
債務者　松村　明菜（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８０号
青森県三戸郡南部町大字苫米地字町中６番地２
債務者　夏堀　良治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
青森県八戸市下長８丁目４番23号
債務者　上沢　久志
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
宮城県遠田郡美里町北浦字道祖神14番地12
債務者　今野　俊樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
福島県会津若松市金川町10番64号
債務者　長嶺　義信
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
福島県会津若松市金川町10番64号
債務者　長嶺　照子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2064番地１
債務者　鈴木サヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
福島県会津若松市表町７番96号　天神荘２Ｆ―８号、前住所福島県会津若松市宝町４番46号
債務者　首藤　義雄
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
福島県会津若松市東年貢２丁目４番31号、前住所福島県河沼郡河東町大字郡山字中子山22番地
債務者　山口由香理
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
新潟県五泉市木越荒屋2244番地
債務者　林　　藤枝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５２号
新潟県新潟市東区上木戸２丁目13番10号　ノースシティ上木戸208号
債務者　武田　　守
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
新潟県阿賀野市稲荷町10番15号
債務者　阿部　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部